

奈良県告示第二百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年十一月六日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
檀原デンタルクリニック	檀原市石川町二八〇番地	平成二十九年七月三十一日
堀内眼科診療所	大和高田市本郷町一二番二三号	平成二十九年八月十六日